

## 目 次

第1編 総論	(1)
第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等	(1)
1 町の責務及び国民保護計画の位置づけ	(1)
2 町国民保護計画の構成	(2)
3 町国民保護計画の見直し、変更手続き	(2)
第2章 国民保護措置に関する基本方針	(3)
1 基本的人権の尊重	(3)
2 国民の権利利益の迅速な救済	(3)
3 国民に対する情報提供	(3)
4 関係機関相互の連携協力の確保	(3)
5 国民の協力	(3)
6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	(4)
7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	(4)
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	(4)
9 外国人への国民保護措置の適用	(4)
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	(5)
1 町	(6)
2 県	(6)
3 指定地方行政機関	(7)
4 自衛隊	(8)
5 指定公共機関	(9)
6 指定地方公共機関	(10)
第4章 町の地理的、社会的特徴	(11)
1 地理的特徴	(11)
2 社会的特徴	(13)
第5章 町国民保護計画が対象とする事態	(15)
1 武力攻撃事態	(15)

2	緊急対処事態	(16)
<b>第2編</b>	<b>平素からの備えや予防</b>	<b>(17)</b>
<b>第1章</b>	<b>組織・体制の整備等</b>	<b>(17)</b>
<b>第1</b>	<b>町における組織・体制の整備</b>	<b>(17)</b>
1	町の各部局における平素の業務	(17)
2	町職員の参集基準等	(19)
3	消防機関と連携した体制	(20)
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	(21)
<b>第2</b>	<b>関係機関との連携体制の整備</b>	<b>(21)</b>
1	基本的考え方	(22)
2	県との連携	(22)
3	近接市町村との連携	(22)
4	指定公共機関、指定地方公共機関との連携	(23)
5	ボランティア団体等に対する支援	(23)
<b>第3</b>	<b>通信の確保</b>	<b>(24)</b>
1	非常通信体制の整備	(24)
2	実践的な通信訓練の実施	(24)
3	非常通信体制の確保	(24)
<b>第4</b>	<b>情報収集・提供等の体制整備</b>	<b>(24)</b>
1	基本的考え方	(24)
2	警報等の伝達に必要な準備	(25)
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	(26)
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	(26)
<b>第5</b>	<b>研修及び訓練</b>	<b>(27)</b>
1	研修	(27)
2	訓練	(27)
<b>第2章</b>	<b>避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</b>	<b>(29)</b>
1	避難に関する基本的事項	(29)

2	避難実施要領のパターンの作成	(29)
3	救援に関する基本的事項	(30)
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	(30)
5	避難施設の指定への協力	(30)
6	生活関連等施設の把握等	(30)
<b>第3章</b>	<b>物資及び資材の備蓄、整備</b>	<b>(32)</b>
1	町における備蓄	(32)
2	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	(32)
<b>第4章</b>	<b>国民保護に関する啓発</b>	<b>(33)</b>
1	国民保護措置に関する啓発	(33)
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	(33)
<b>第3編</b>	<b>武力攻撃事態等への対処</b>	<b>(34)</b>
<b>第1章</b>	<b>初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b>	<b>(34)</b>
1	初動体制の整備及び初動措置	(34)
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	(36)
3	町対策本部への移行へ要する調整	(36)
<b>第2章</b>	<b>町対策本部の設置等</b>	<b>(37)</b>
1	町対策本部の設置	(37)
2	通信の確保	(43)
<b>第3章</b>	<b>関係機関相互の連携</b>	<b>(44)</b>
1	国・県の対策本部との連携	(44)
2	知事、指定行政機関・指定地方行政機関の長等への措置要請等	(44)
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	(45)
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	(45)
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	(45)
6	町の行う応援	(46)
7	ボランティア団体等に対する支援等	(46)
8	住民への協力要請	(47)

<b>第4章 警報及び避難の指示等</b> .....	(48)
<b>第1 警報の伝達等</b> .....	(48)
1 警報の内容の伝達等 .....	(48)
2 警報の内容の伝達方法 .....	(49)
3 緊急通報の伝達及び通知 .....	(49)
<b>第2 避難住民の誘導等</b> .....	(50)
1 避難の指示の通知・伝達 .....	(50)
2 避難実施要領の策定 .....	(51)
3 避難住民の誘導 .....	(52)
4 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項 .....	(54)
<b>第5章 救援</b> .....	(56)
1 救援の実施 .....	(56)
2 関係機関との連携 .....	(57)
3 救援の内容 .....	(57)
4 救援の際の諸要請等 .....	(60)
<b>第6章 安否情報の収集・提供</b> .....	(62)
1 安否情報の収集 .....	(62)
2 県に対する報告 .....	(63)
3 安否情報の照会に対する回答 .....	(63)
4 日本赤十字社に対する協力 .....	(64)
<b>第7章 武力攻撃災害への対処</b> .....	(65)
<b>第1 武力攻撃災害への対処</b> .....	(65)
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 .....	(65)
2 武力攻撃災害の兆候の通報 .....	(66)
<b>第2 応急措置等</b> .....	(66)
1 退避の指示 .....	(66)
2 事前措置 .....	(67)
3 警戒区域の設定 .....	(67)
4 応急公用負担等 .....	(68)

5	消防機関に関する措置等	(68)
<b>第3章</b>	<b>生活関連等施設における災害への対処等</b>	(70)
1	生活関連等施設の安全確保	(70)
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	(71)
<b>第4章</b>	<b>武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等</b>	(71)
1	武力攻撃原子力災害への対処	(71)
2	NBC攻撃による災害への対処	(71)
<b>第8章</b>	<b>被災情報の収集及び報告</b>	(74)
1	収集	(74)
2	報告	(74)
<b>第9章</b>	<b>保健衛生の確保その他の措置</b>	(75)
1	保健衛生の確保	(75)
2	廃棄物の処理	(76)
<b>第10章</b>	<b>国民生活の安定に関する措置</b>	(77)
1	生活関連物資等の価格安定	(77)
2	避難住民等の生活安定等	(77)
3	生活基盤等の確保	(78)
<b>第11章</b>	<b>特殊標章等の交付及び管理</b>	(79)
1	特殊標章の意義	(79)
2	特殊標章等の交付及び管理	(80)
3	特殊標章等に係る普及啓発	(80)
<b>第4編</b>	<b>復旧等</b>	(81)
<b>第1章</b>	<b>応急の復旧</b>	(81)
1	基本的考え方	(81)
2	ライフライン施設の応急の復旧	(81)
<b>第2章</b>	<b>武力攻撃災害の復旧</b>	(82)
1	国における所要の法制の整備等を踏まえた復旧の実施	(82)
2	町が管理する施設及び設備の復旧	(82)

<b>第3章</b>	<b>国民保護措置に要した費用の支弁等</b> ……………	(83)
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求……………	(83)
2	損失補償及び損害補償……………	(83)
3	町が救援の事務を行った場合の費用の支弁……………	(83)
4	総合調整及び指示に係る損失の補てん……………	(84)
<b>第5編</b>	<b>緊急対処事態への対処</b> ……………	(85)
1	緊急対処事態……………	(85)
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達……………	(85)